

物価高騰の影響により厳しい経営環境の中で、持続可能なまちづくりの実現に向け地域経済の活性化を図るため、商工団体や市内商店街が集客向上に向けた取組に対し補助金を交付し、にぎわいづくりを支援します。

## 補助対象者

- ①尾道商工会議所、因島商工会議所、尾道しまなみ商工会
  - ②尾道本通り商店街連合会、土生町商店街連合会に属する商店街団体
  - ③市内の商店街を形成する任意の商店街組織で、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理を適正に行うことができる団体
- ※複数の団体の連名による申請も可能。

## 補助金の対象となる事業

- ・補助対象者が主催する、消費喚起や販売促進を目的とする新たなキャンペーン・イベント  
※例年実施しているイベントと内容が全く変わらないものは対象外ですが、イベントの中で新たな企画として切り分けができる内容であれば対象になります。
- ・商店街の魅力向上や集客・誘客に繋がる事業（統一されたオリジナルデザインの看板やサイン等を設置し、これらを利用したイベントの開催、ECサイトの構築、インバウンドに対応したMAPやホームページのリニューアル、マスコットキャラクターの制作など）

## 補助対象経費

報償費、旅費、広告宣伝費、会場等借用費、会場設営費、通信運搬費、イベント費、賃借料、備品費、光熱水費、消耗品費、保険料、委託料、プレミアム付商品券の販売、割引クーポン券の発行、ポイントの発行、その他必要があると認められる経費  
※対象経費とならないものもありますので、詳細は手引書を参照してください。

## 補助金額

1団体の限度額 40～600万円 補助率 3/4

※団体の組織及び会員数により、限度額が異なります。（裏面参照）

※1団体につき申請は1回限りとし、2団体以上の複数で連携して事業を実施する場合も、1回の申請とします。

## 対象事業期間

令和6年3月21日（木）～ 令和7年2月28日（金）

※補助金交付決定後に事業を実施してください。

※事業実施期間内に支払いが全て完了する必要があります。

## 申請期限

令和6年12月27日（金）まで

## 申請方法

郵送または商工課へ提出してください。

### 申請・お問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

尾道市 産業部商工課 商政係

TEL：0848-38-9183

FAX：0848-38-9293

## ●補助限度額

※複数の団体が連携して事業を行う場合の補助金限度額は、各団体の会員数に応じた上限額の合計額となります。

### 【商工団体】

会議所・商工会	補助限度額
尾道商工会議所	600万円
因島商工会議所	400万円
尾道しまなみ商工会	400万円

### 【商店街】

尾道本通り商店街連合会・土生町商店街連合会に属する商店街団体、又は任意の商店街組織で規約等により代表者の定めがあり、財産の管理を適正に行うことができる団体

会員店舗数	補助限度額
50 ~	120万円
40 ~ 49	100万円
30 ~ 39	80万円
20 ~ 29	60万円
5 ~ 19	40万円

※尾道本通り商店街連合会、土生町商店街連合会それぞれに属する全ての商店街組織が共同参加する場合、連合会を代表団体として申請することができます。この場合の補助限度額は、連合会への加盟会員数を算定基礎とします。

## 《補助金申請の流れ》

